



生物多様性国家戦略2023-2030の概要



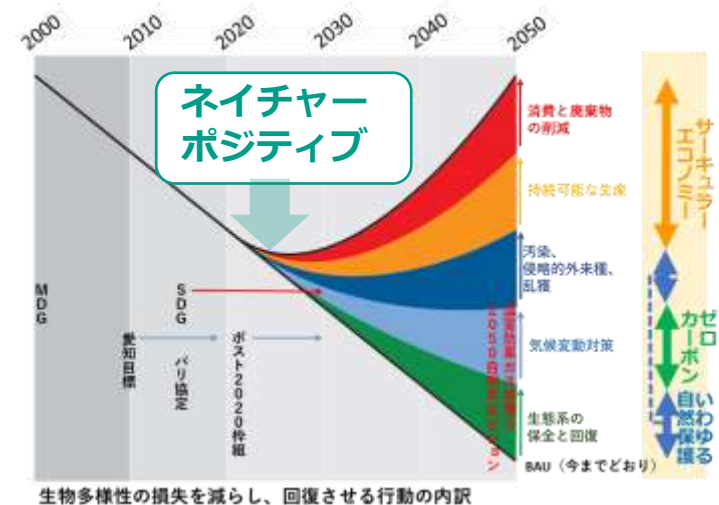
生物多様性国家戦略2023-2030の概要

【位置づけ】

- ✓ 新たな世界目標「**昆明・モントリオール生物多様性枠組**」を踏まえ、**世界に先駆けて策定した戦略**
- ✓ 2030年の**ネイチャーポジティブ**（自然再興）の実現を目指し、**生物多様性・自然資本（＝地球の持続可能性の土台・人間の安全保障の根幹）を守り活用**するための戦略

【ポイント】

- ✓ 生物多様性損失と気候危機の「**2つの危機**」への**統合的対応**、ネイチャーポジティブ実現に向けた**社会の根本的変革**を強調
- ✓ **30by30目標**の達成等の取組により**健全な生態系**を確保し、自然の恵みを維持回復
- ✓ **自然資本を守り活かす社会経済活動**（自然や生態系への配慮や評価が組み込まれ、ネイチャーポジティブの駆動力となる取組）の推進



生物多様性国家戦略2023-2030の構成

「2050年自然共生社会」「2030年ネイチャーポジティブ」の実現に向け、
5つの基本戦略、基本戦略ごとの状態目標（あるべき姿）・行動目標（なすべき行動）、関連施策を各
行動目標に紐づけることで、**戦略全体を一気通貫**で整理するとともに、進捗状況を効果的に管理

第1部 戦略

2050年ビジョン『自然と共生する社会』

2030年に向けた目標：ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現

基本戦略1 生態系の健全性 の回復

状態目標（3つ）

- ・生態系の規模と質の増加
- ・種レベルでの絶滅リスク低減
- ・遺伝的多様性の維持

行動目標（6つ）

- ・30by30
- ・自然再生
- ・汚染、外来種対策
- ・希少種保全
- 等

基本戦略2 自然を活用した 社会課題の解決 (NbS)

状態目標（3つ）

- ・生態系サービス向上
- ・気候変動とのシナジー
- ・トレードオフ緩和
- ・鳥獣被害の緩和

行動目標（5つ）

- ・自然活用地域づくり
- ・再生可能エネルギー導入における配慮
- ・鳥獣との軋轢緩和
- 等

基本戦略3 ネイチャー ポジティブ経済 の実現

状態目標（3つ）

- ・ESG投融资推進
- ・事業活動による生物多様性への配慮
- ・持続可能な農林水産業の拡大

行動目標（4つ）

- ・企業による情報開示等の促進
- ・技術・サービス支援
- ・有機農業の推進
- 等

基本戦略4 生活・消費活動 における生物多 様性の価値の 認識と行動

状態目標（3つ）

- ・価値観形成
- ・消費活動における配慮
- ・保全活動への参加

行動目標（5つ）

- ・環境教育の推進
- ・ふれあい機会の増加
- ・行動変容
- ・食品ロス半減
- 等

基本戦略5 生物多様性に係る 取組を支える基盤 整備と国際連携の 推進

状態目標（3つ）

- ・データ利活用・様々な主体の連携促進
- ・資金ギャップの改善
- ・途上国の能力構築等の推進

行動目標（5つ）

- ・基礎調査・モニタリング
- ・データ・ツールの提供
- ・計画策定支援
- ・国際協力
- 等

第2部 行動計画

5つの基本戦略の下に25ある**行動目標**ごとに、関係府省庁の**関連する施策**を掲載

関連施策からビジョンまで一気通貫で整理

基本戦略

状態目標

行動目標

関連施策

(参考) 昆明・モンリオール生物多様性枠組

2050年ビジョン 自然と共生する世界

2050年ゴール

- A** 生態系の健全性、連結性、レジリエンスの維持・強化・回復。自然生態系の面積増加
- ・人による絶滅の阻止、絶滅率とリスクの削減。在来野生種の個体数の増加
- ・遺伝的多様性の維持、適応能力の保護
- B** 生物多様性が持続可能に利用され、自然の寄与（NCP）が評価・維持・強化
- C** 遺伝資源、デジタル配列情報（DSI）、遺伝資源に関連する伝統的知識の利用による利益の公正かつ衡平な配分と2050年までの大幅な増加により、生物多様性保全と持続可能な利用に貢献
- D** 年間7,000億ドルの生物多様性の資金ギャップを徐々に縮小し、枠組実施のための十分な実施手段を確保

2030年ミッション 自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとる

2030年ターゲット

(1) 生物多様性への脅威を減らす

- 1.すべての地域を参加型・統合的で生物多様性に配慮した空間計画下及び/又は効果的な管理プロセス下に置く
- 2.劣化した生態系の30%の地域を効果的な回復下に置く
- 3.陸と海のそれぞれ少なくとも30%を保護地域及びOECDにより保全（30 by 30目標）
- 4.絶滅リスクを大幅に減らすために緊急の管理行動を確保、人間と野生生物との軋轢を最小化
- 5.乱獲を防止するなど、野生種の利用等が持続的かつ安全、合法的なものにする
- 6.侵略的外来種の導入率及び定着率を50%以上削減
- 7.環境中に流出する過剰な栄養素の半減、農薬及び有害性の高い化学物質による全体的なリスクの半減、プラスチック汚染の防止・削減
- 8.自然を活用した解決策/生態系を活用したアプローチ等を通じたを通じた、気候変動による生物多様性への影響の最小化

(2) 人々のニーズを満たす

- 9.野生種の管理と利用を持続可能なものとし、人々に社会的、経済的、環境的な恩恵をもたらす
- 10.農業、養殖業、漁業、林業地域が持続的に管理され、生産システムの強靱性及び長期的な効率性と生産性、並びに食料安全保障に貢献
- 11.自然を活用した解決策/生態系を活用したアプローチを通じた、自然の寄与(NCP)の回復、維持、強化
- 12.都市部における緑地・親水空間の面積、質、アクセス、便益の増加、及び生物多様性を配慮した都市計画の確保
13. 遺伝資源及びデジタル配列情報(DSI)に係る利益配分の措置をとり、アクセスと利益配分(ABS)に関する文書に従った利益配分の大幅な増加を促進

(3) ツールと解決策

- 14.生物多様性の多様な価値を、政策・方針、規制、計画、開発プロセス、貧困撲滅戦略、戦略的環境アセスメント、環境インパクトアセスメント及び必要に応じ国民勘定に統合することを確保
15. 事業者（ビジネス）が、特に大企業や金融機関等は確実に、生物多様性に係るリスク、生物多様性への依存や影響を評価・開示し、持続可能な消費のために必要な情報を提供するための措置を講じる
- 16.適切な情報により持続可能な消費の選択を可能とし、食料廃棄の半減、過剰消費の大幅な削減、廃棄物発生的大幅削減等を通じて、グローバルフットプリントを削減
17. バイオセーフティのための措置、バイオテクノロジーの取り扱いおよびその利益配分のための措置を確立
18. 生物多様性に有害なインセンティブ（補助金等）の特定、及びその廃止又は改革を行い、少なくとも年間5,000億ドルを削減するとともに、生物多様性に有益なインセンティブを拡大
19. あらゆる資金源から年間2,000億ドル動員、先進国から途上国への国際資金は2025年までに年間200億ドル、2030年までに年間300億ドルまで増加
20. 能力構築及び開発並びに技術へのアクセス及び技術移転を強化
21. 最良の利用可能なデータ、情報及び知識を、意思決定者、実務家及び一般の人々が利用できるようにする
22. 先住民及び地域社会、女性及び女兒、こども及び若者、障害者の生物多様性に関連する意思決定への参画を確保
23. 女性及び女兒の土地及び自然資源に関する権利とあらゆるレベルで参画を認めることを含めたジェンダーに対応したアプローチを通じ、ジェンダー平等を確保